

～ 解体工事業のみなさまへ～

とび・土工工事業の技術者を解体工事業の  
技術者とみなす経過措置期間が  
令和3(2021)年3月31日をもって終了します

解体工事の技術者要件に関する経過措置について

建設業の許可申請について

経過措置対象となる技術者（とび・土工工事業の技術者）を営業所専任技術者として解体工事業の許可を受けている場合は、**令和3(2021)年3月31日までに要件を備え、かつ変更してから2週間以内に有資格者区分の変更届提出が必要**です。**変更届が未提出の場合、経過措置にて取得している解体工事業許可は取り消し処分**となりますのでご注意ください。

技術者要件について

経過措置対象となる土木施工管理技士などの資格を保有している方が、令和3(2021)年4月1日以降、「解体工事業の営業所専任技術者」、「監理技術者」、「主任技術者」になるためには、**『登録解体工事講習（以下、講習）』の受講**又は**解体工事業の実務経験（1年以上）**のどちらかが必要です。講習の対象者は以下の方々です。

対象者

- 平成27(2015)年度までに合格した1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士の方が、「特定・一般建設業の営業所専任技術者」、「監理技術者」、「主任技術者」になる場合
  - 平成27(2015)年度までに合格した2級土木施工管理技士（種別：土木）、2級建築施工管理技士（種別：建築、躯体）の方が、「一般建設業の営業所専任技術者」、「主任技術者」になる場合
  - 技術士法の2次試験（建設部門又は総合技術監理部門「建設」）に合格した技術士の方が、「特定・一般建設業の営業所専任技術者」、「監理技術者」、「主任技術者」になる場合
- ※上記に該当しない建設機械施工管理技士、解体工事以外の実務経験による技術者などの方は、講習を受講しても資格を得られません。（新たに土木・建築施工管理技士等の資格取得又は解体の実務経験が必要です。）

お問い合わせ先 愛知県都市整備局都市基盤部 都市総務課 建設業第二グループ  
電話052-954-6503（ダイヤルイン）

『登録解体工事講習』実施機関のご案内

講習の受講等に関するご質問は、下記の実施機関へお問い合わせください。

登録番号1号  
公益社団法人 全国解体工事業団体連合会  
TEL. 03-3555-2196 URL: <https://www.zenkaikouren.or.jp/>

登録番号2号  
一般財団法人 全国建設研修センター  
TEL. 042-300-1743 URL: <http://www.ictc.jp/>

申し込み等の詳細は各実施団体のWebサイトをご参照ください。

## ☆平成28年6月の改正に伴う解体工事業の技術者の経過措置について

経過措置として、平成28年5月31日時点で改正以前の「とび・土工工事業」の技術者になる要件を満たしている下記表の方については、令和3年3月31日まで「解体工事業」の技術者とみなすことができます。経過措置対象となる土木施工管理技士などの資格を保有している方が、令和3年4月1日以降、解体工事業の専任技術者になるためには、「登録解体工事講習の受講」又は「解体工事業の実務経験(1年以上)」が必要です。**登録解体工事講習の受講等をして、経過措置終了後、解体工事業の専任技術者になれない資格もありますのでご注意ください。**



**とび・土工コンクリート工事の実務経験で経過措置により解体工事業の技術者となっている方は、令和3年4月1日以降は、解体工事業の技術者にはなれませんのでご注意ください。**

◎：特定建設業の資格及び一般建設業の資格を有するもの  
○：一般建設業の資格を有するもの

資格区分及び資格名 (令和3年3月31日まで:経過措置期間中)		資格コード	種別	資格コード	令和3年4月1日以降 (経過措置終了後)			
「建設 技術 検定法」	1級建設機械施工技士	1A	◎	→	解体工事業の技術者には なれません			
	2級建設機械施工技士(第1種～第6種)	1B	○					
	1級土木施工管理技士 ※1	1C	◎		13	平成27年度までの合格者は「合格後、解体工事に関し1年以上の実務経験」又は「登録解体工事講習の受講」が必要		
	2級土木施工管理技士	種別	土木 ※1		1D		14	
			薬液注入		1E	○	解体工事業の技術者には なれません	
	1級建築施工管理技士 ※1	2A	◎		→	20	平成27年度までの合格者は「合格後、解体工事に関し1年以上の実務経験」又は「登録解体工事講習の受講」が必要	
2級建築施工管理技士	種別	躯体 ※1	2B	22				
「技術士 試験」	建設・総合技術監理(建設)※2	4A	◎	→	41	合格後、「解体工事に関する実務経験1年以上」又は「登録解体工事講習の受講」が必要		
	建設「鋼構造及びコンクリート」・ 総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)※2	4B	◎	→	42			
	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	4C	◎	→	解体工事業の技術者には なれません			
	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	4D	◎	→				
	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	5A	◎	→				
「職業 能力 開発 促進 法」	型枠施工(1級)	6B	○	→	→	解体工事業の技術者には なれません		
	型枠施工(2級+実務3年)※3		○					
	とび・とび工(2級+実務3年)※3 (とび・土工工事の実務経験の方)	5B	○	→			57	合格後、解体工事に関し3年(H15年度以前の合格者は1年)以上の実務経験が必要
	コンクリート圧送施工(1級)	7A	○	→			解体工事業の技術者には なれません	
	コンクリート圧送施工(2級+実務3年)※3		○					
	ウェルポイント施工(1級)	6C	○	→				
ウェルポイント施工(2級+実務3年)※3	○							
民間 試験	地すべり防止工事(実務1年)	6A	○	→				

※1 平成28年度以降の合格者は経過措置にかかわらず解体工事業の技術者になれます。  
(平成27年度までに合格しており、合格後の解体工事に関する実務経験が1年未満、かつ、登録解体工事講習の受講をしていない方が経過措置対象です。)

※2 合格後の解体工事に関する実務経験が1年未満、かつ、登録解体工事講習の受講をしていない。

※3 平成15年度以前の合格者は、合格後1年以上の実務経験。

上記以外で経過措置にかかわらず解体工事業の技術者になれる資格

資格名	コード
2級建築施工管理技士(建築) (平成27年度までの合格者は登録解体講習の受講又は解体工事の実務経験1年以上が必要)	21
1級とび・とび工技能士	57
登録解体工事試験の合格者	60

# 専任技術者の変更における必要書類について

## 1. 解体工事業の要件を満たす技術者がいる場合

### (1) 同一の専任技術者で有資格区分の変更をする場合

<input type="checkbox"/> 専任技術者証明書（様式第8号）：有資格区分の変更
<input type="checkbox"/> 専任技術者の常勤性の確認資料
<input type="checkbox"/> 専任技術者としての資格を有することを証明する資料（実務経験証明書、登録解体工事講習修了証、等）

### (2) 専任技術者を別の者に変更する場合

<input type="checkbox"/> 変更届出書（第一面）（様式第22号の2）
<input type="checkbox"/> 専任技術者証明書（様式第8号）：変更前の専任技術者 専任技術者の削除 又は 専任技術者の有資格区分の変更
<input type="checkbox"/> 専任技術者証明書（様式第8号）：変更後の専任技術者 専任技術者の追加 又は 専任技術者の有資格区分の変更
<input type="checkbox"/> 専任技術者の常勤性の確認資料
<input type="checkbox"/> 専任技術者としての資格を有することを証明する資料（資格者証、実務経験証明書、登録解体工事講習修了証、等）

## 2. 解体工事業の要件を満たす技術者がいない場合→解体工事業は廃業となります

### (1) 解体工事業以外の業種がある場合

#### ① 解体工事業の専任技術者が他の業種の専任技術者になっている場合

<input type="checkbox"/> 変更届出書（第一面、第二面）（様式第22号の2）
<input type="checkbox"/> 専任技術者証明書（様式第8号）：有資格区分の変更
<input type="checkbox"/> 専任技術者の常勤性の確認資料
<input type="checkbox"/> 廃業届（一部廃業）（様式第22号の4）
<input type="checkbox"/> 適法な届出者であることを確認する書類

#### ② 解体工事業の専任技術者が他の業種の専任技術者になっていない場合

<input type="checkbox"/> 変更届出書（第一面、第二面）（様式第22号の2）
<input type="checkbox"/> 届出書（様式第22号の3）：専任技術者の削除
<input type="checkbox"/> 廃業届（一部廃業）（様式第22号の4）
<input type="checkbox"/> 適法な届出者であることを確認する書類

### (2) 解体工事業以外の業種がない場合

<input type="checkbox"/> 廃業届（全部廃業）（様式第22号の4）
<input type="checkbox"/> 適法な届出者であることを確認する書類

☆従たる営業所がある場合、他の変更も同時に行う場合等は必要書類が変わります。

☆各様式の記載方法は建設業法による変更届等の手引(変更届出書編)をご確認ください。